

2020年5月改	重要事項説明書
新住宅用賃貸総合補償保険	
	新住重説-0000000-202010 (NP)
	重要事項のご説明
<p>◎この書面は「新住宅用賃貸総合補償保険」の商品内容をご理解いただくために特に重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）をわかりやすく説明したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえでお申込みください。また、ご契約後も大切に保管いただきますようお願いいたします。</p> <p>契約概要・・・保険商品の内容をご理解いただくための事項</p> <p>注意喚起情報・・・ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項</p> <p>◎この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、別途「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。</p> <p>◎お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には●印を付けていますので、必ずご確認ください。</p> <p>◎保険契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。</p>	

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組みについて 契約概要

この商品は「新住宅用賃貸総合補償保険」（ペットネーム：新ハトマーク補償　以下、「この保険」といいます。）といい、居住の用に供される賃貸住宅に収容されている「家財」を補償の対象とする保険です。補償内容など詳細につきましては、「3. 補償内容について」をご確認ください。

2. 保険の対象（ご契約の対象） 契約概要

- (1) 保険の対象となるもの
- 保険契約証記載の賃貸住宅（以下「住宅」といいます。）内に収容され、かつ、保険契約証記載の被保険者が所有する家財が保険の対象となります。また、畳・建具類、電気・通信・ガス・給排水・衛生・消火・冷房・暖房・エレベーター・リフト等の設備、浴槽・流し・ガス台・調理台・棚その他これらに類する物のうち住宅に付加した物および室内に設置されたエアコンと一体の室外機、住宅に付属する洗濯機置場に設置された洗濯機、住宅が属する敷地内の洗濯物、衣服および布団その他これらに類する物で被保険者が所有するものは特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。
- (2) 保険の対象とならないもの
- ①　自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）および航空機
- ②　通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、切手または印紙その他これらに類する物
- ③　稿本、設計書、図案、雛型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ④　商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- ⑤　貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物（これらの物に盗難による損害が生じたときは、保険の対象とします。）
- ⑥　テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- ⑦　動物および植物
- ※　上記②にかかわらず、住宅内に収容されている生活用の通貨、預貯金証書については、盗難による損害の場合のみ家財保険金をお支払いします。

3. 補償内容について 契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険金をお支払いする場合（詳しくは、新住宅用賃貸総合補償保険普通保険約款をご確認ください。）

① 家財保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
家財保険金	①火災、落雷、破裂・爆発	実際の損害の額（再調達価額） 家財総合補償保険金額が限度
	②風災、雹災、雪災(住宅またはその一部が破損したために生じた損害)	
	③住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突等	
	④漏水、放水、溢水による水濡れ（※1）	
	⑤騒擾、労働争議等	
⑥盗難による盗取、損傷、汚損	実際の損害の額（再調達価額） 1回の事故につき100万円限度 ※保険の対象が貴金属、腕時計、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。	
⑦住宅内における通貨・預貯金証書（※2）の盗難	実際の損害の額 1回の事故につき通貨は20万円、預貯金証書は200万円限度	
⑧水災	損害割合30%以上	家財総合補償保険金額× $\frac{\text{実際の損害の額}}{\text{再調達価額}} \times 70\%$
	床上浸水（上記に該当しない場合）	家財総合補償保険金額×5%

【注意】上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）については、家財保険金をお支払いできません。

※1　給排水設備自体に生じた損害は、お支払いできません。

※2　預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引出された場合に限ります。

- ② **費用保険金をお支払いする場合**
家財保険金の他、次の費用を補償する費用保険金をお支払いします。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合
罹災時諸費用保険金	前記①「家財保険金①～⑤」の事故によって、臨時に生じる諸費用に対して「家財保険金の20%」をお支払いします。（1回の事故につき、100万円限度）
残存物取片づけ費用保険金	前記①「家財保険金①～⑤」の事故によって、損害を受けた残存物の取片づけや清掃に要した費用の実費をお支払いします。（家財保険金×10%限度）
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で住宅が半焼以上、または家財が全焼したときに家財総合補償保険金額の5%をお支払いします。
修理費用保険金	前記①「家財保険金①～⑥」の事故によって、住宅またはその住宅に備え付けの貸主所有の家財が損害を受け、その住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に支出した修理費用をお支払いします。（1回の事故につき、100万円限度）
窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金	住宅の窓ガラス(※)、洗面台、便器または浴槽が不測かつ突発的な事故によって損害を受け、その住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に支出した修理費用をお支払いします。（それぞれ1回の事故につき、30万円限度）※窓ガラスとは、住宅の窓に取付けられたガラスで外部に面したものに限ります。（室内の間仕切りガラス、玄関扉のガラス部分は含まれません。）
給排水管凍結損害修理費用保険金	給排水管が凍結によって損壊または使用不能となり、その住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合に支出した修理費用をお支払いします。（1回の事故につき、10万円限度）
ドアロック盗難事故交換費用保険金	日本国内において鍵が盗難され、ドアロックの交換に必要な費用をお支払いします。（1回の事故につき、3万円限度）

ドアロックいたずら事故交換費用保険金	住宅のドアロックがいたずらによって損壊し、ドアロックの交換に必要な費用をお支払いします。（1回の事故につき、3万円限度）
賃借・宿泊費用保険金	前記①「家財保険金①～⑥、⑧」の事故によって、住宅が半損以上となったために、臨時に他の賃貸住宅を賃借した場合、もしくは宿泊施設を利用した場合に支出した費用をお支払いします。（1回の事故につき、住宅の3か月分の家賃相当額または30万円のいずれか低い額限度）
特殊清掃費用保険金	住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合に支出した特殊清掃費用をお支払いします。（1回の事故につき、30万円限度）※住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求の場合は、「特殊清掃費用賠償損害保険金」としてお支払いします。
損害防止費用	前記①「家財保険金①」の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または妥当な費用を支出した場合に実費をお支払いします。

- ③ **賠償損害保険金をお支払いする場合**
- ア) 住宅の貸主に対する損害賠償責任（借家人賠償責任保険）
火災・破裂または爆発、盗難もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水濡れにより住宅に損害を与え、その住宅の貸主への法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償損害保険金をお支払いします。
- イ) 他人に対する損害賠償責任（個人賠償責任保険）
日本国内における日常生活において、偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償損害保険金をお支払いします。
- お支払いする賠償損害保険金は、損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等で1回の事故につき賠償責任補償保険金額が限度となります。

- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
以下に記載のものは保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）です。詳細は「新住宅用賃貸総合補償保険普通保険約款」をご確認ください。
- ① 家財保険金・費用保険金・賠償損害保険金共通のお支払いできない主な場合
- ア) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- イ) 戦争、暴動など
- ウ) 地震、噴火またはこれらによる津波（ただし、地震火災費用保険金は支払われる場合があります。）
- エ) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ② 家財保険金・費用保険金共通のお支払いできない主な場合
- ア) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反
- イ) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ウ) 保険の対象の置忘れまたは紛失
- エ) 事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- オ) 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難。ただし、住宅に併設の専用駐輪場または一戸建ての敷地内に収容される自転車または原動機付自転車の盗難はお支払いの対象となります。
- ③ 住宅を貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡した後に発見された住宅の損壊
- ④ 窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金をお支払いできない主な場合
- ア) 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、はがれ等によって生じた損害
- イ) すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または汚損であって機能に直接関係のない損害
- ウ) 欠陥によって生じた損害
- エ) 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑤ 窓ガラス・洗面台・便器・浴槽以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）

4. 主な特約およびその概要について 契約概要

この保険にセットできる主な特約は次のとおりです。詳しくは「パンフレット」「ご契約のしおり」に記載の特約をご確認ください。

特約の名称	特約の内容
法人等契約の被保険者に関する特約	法人等（個人事業主を含みます。）が保険契約者となり、被保険者の指定（保険契約申込書の被保険者欄への記載）がないときに、被保険者を法人等の役員・従業員のうち、その住宅に居住する者とする特約です。
住宅内入居者死亡費用拡大特約	前記3. (1)②の特殊清掃費用保険金の限度額を50万円に引き上げる特約です。（1回の事故につき、50万円限度）また、住宅内に限らず被保険者の死亡を直接の原因として住宅の賃貸借契約が終了する場合には、遺品整理費用保険金をお支払いします。（1回の事故につき、50万円限度）※住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求の場合は、「特殊清掃費用賠償損害保険金」または「遺品整理費用賠償損害保険金」としてお支払いします。
（この特約がセットされた契約タイプに適用されます。）	
被保険者を同一とする保険契約が複数ある場合の支払限度額に関する特約	同一のご契約者様について被保険者を同一とする設備・備品等および家財の保険金額の合計で3,000万円まで、かつ5契約（家財のご契約は1契約に限る。）までお引受けすることができる特約です。ただし、設備・備品等または家財が、同一または隣接する建物内に収容される場合は、お引受けできません。この特約により、設備・備品等および家財の保険金（費用保険金を含む。）の合計額は、1回の事故につき1,000万円が限度となります。また、設備・備品等のご契約の賠償責任保険の保険金の合計額も、1回の事故につき1,000万円が限度となります。

5. 保険期間（保険のご契約期間）、保険責任の開始（保険始期）について 契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、保険料が払い込まれたことを条件として、保険始期日の午前0時に始まり、保険終期日の午後12時に終了します。1年間補償、2年間補償の2つのプランがあり、1年未満の短期契約はできません。また、お客さまが実際にご契約される保険期間については、保険契約申込書をご確認ください。なお、保険料が保険始期日以後に払い込まれた場合には、弊社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

〈更新のご案内について〉ご契約の満期日より3か月前に、ご契約更新等のご案内をいたしますのでご確認ください。

6. 引受条件（保険金額等）について 契約概要 注意喚起情報

- (1) この保険は、再調達価額（注）を基準に保険金額（家財総合補償保険金額）を設定しており、保険金も再調達価額（注）を基準にお支払いします。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約される保険金額については、保険契約申込書をご確認ください。（注）再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

- (2) この保険契約の支払事由に該当する保険の対象または被保険者数の増加、支払うべき保険金額の増加その他これらに準ずる事態が発生し、この保険契約の引受けが弊社の経営に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険金額の減額を行うことがあります。また、大規模災害による保険金支払いが弊社の業務または財産の状況に照らして経営の継続が著しく困難になると認められた場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

7. 地震等による事故について 契約概要 注意喚起情報

- (1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけではなく、地震等による火災等（延焼・拡大も含みます。）の損害や、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金はお支払いできません。（ただし、地震火災費用保険金はお支払いする場合があります。）

8. 保険料に関する事項について 契約概要 注意喚起情報

- (1) この保険の保険料は、住宅の所在地・面積・構造に関係なく保険金額および保険期間により全国同一の保険料となっています。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約される保険料については、保険契約申込書をご確認ください。

- (2) この保険契約の支払事由に該当する保険の対象または被保険者数の増加、支払うべき保険金額の増加その他これらに準ずる事態が発生し、この保険契約の引受けが弊社の経営に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険料の増額を行うことがあります。

